

－目次－

第1 開所時間及び開所日

第2 職員

第3 設備の基準

第4 放課後児童クラブの運営

第5 育成支援

第6 衛生管理等

第7 非常災害対策

第8 事故発生時の対応

第9 事業者が備える帳簿

※1「条例」とは、「大村市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第19号)」をいう。

※2「運営指針」とは、「放課後児童クラブ運営指針(平成27年3月雇児発0331 第34号)」をいう。なお、この運営指針は、放課後児童健全育成事業の運営について、全国的な一定水準の質を確保するために国が定めたものである。

第1 開所時間及び開所日【条例第18条関係】【運営指針第4章3】

1 事業所の開所時間及び開所日については、児童の保護者の就労時間、小学校の授業の終了時刻その他の地域の実情等を考慮して、設定すること。

- 開所時間については、小学校の授業の休業日(土曜日、日曜日、長期休業期間等)は1日につき8時間以上、学校の授業の休業日以外の日(授業のある平日)は1日につき3時間以上の開所を原則とする。
- 開所する日数については、1年につき250日以上を原則として、児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の地域の実情等を考慮して設定する。

第2 職員【条例第10条関係】【運営指針第4章1、2】

1 放課後児童支援員の数及び資格

(1) 放課後児童健全育成事業所ごとに、開所している時間帯を通じて、支援の単位ごとに放課後児童支援員を2人以上配置すること。ただし、その1人を除き、補助員(放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。)をもってこれに代えることができる。

- 一の支援の単位を構成する「児童の数」は、おおむね40人以下とする。
- 一の支援の単位を構成する「児童の数」は、毎日利用する児童(継続して利用することを前提に申込みをした児童)の人数に、一時的に利用する児童(塾や習い事、保護者のパート就労等により週のうち数日を利用することを前提に申込みをした児童)の平均利用人数(登録時の利用希望日数を基に算出)を加えた数であること。

(2) 放課後児童支援員は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第

- 63号)第10条第3項各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものとする。
- (3) 放課後児童支援員及び補助員(以下「放課後児童支援員等」という。)は、原則として、支援の提供時間帯を通じて他の職務に従事しないこと。

第3 設備の基準【条例第9条関係】【運営指針第6章1】

1 設備

- (1) 児童が安全に安心して過ごし、遊び及び生活の場としての機能と体調の悪い時等に静養することができる機能を備えた「専用区画」があること。

○ 「区画」とは、部屋又は間仕切り等で区切られたスペースをいうものであること。専用区画には、事務室、便所等は含まないこと。なお、体育館など、体を動かす遊びや活動を行う場とは区分すること。

- (2) 専用の区画を設けるほか、児童の所持品を収納するロッカーや児童の生活に必要な備品を備えていること。
- (3) 専用区画及び備品等は、放課後児童健全育成事業所を開所している時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供していること。
- (4) 採光及び換気が確保されていること。また、衛生及び安全が確保されていること。

2 面積

- (1) 専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65㎡以上であること。

- 「児童1人につきおおむね1.65㎡以上」は、専用区画の面積を「児童の数」で割った値をいうこと。なお、「児童の数」の考え方は、一の支援の単位を構成する「児童の数」と同義であること。
- 専用区画の面積については、児童1人につきおおむね1.65㎡以上でなければならない。

第4 放課後児童クラブの運営【条例第5条、第11条、第12条、第14条、第15条、第16条関係】【運営指針第3章5、第4章4、5、6、第7章1、3】

1 児童の人権に十分配慮するとともに、一人ひとりの人格を尊重して、運営を行うこと。【条例第5条】

- 「児童福祉法」「児童の権利に関する条約」「障害者の権利に関する条約」等において規定される子どもの人権を尊重することについて十分に理解した上で、子ども一人ひとりの人格を尊重して事業の運営及び育成支援に当たること。

2 運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。

【条例第5条】【運営指針第7章3】

- 放課後児童クラブの運営主体には、その公共性から、自らの運営内容について評価を行い、その結果を踏まえて放課後児童支援員等と話し合い、事業の改善を図ることが求められる。
- また、保護者や地域社会に放課後児童クラブの取組みの実情を明らかにし、説明責任を果たすために、自己評価の結果を公表するよう努めることが求められる。なお、社会福祉法第78条では、自らその提供する福祉サービスの質の評価の実施とそれに基づくサービスの質の確保が、社会福祉事業の経営者の責務として位置付けられている。
- 評価を行う際には、子どもや保護者の意見を取り入れて行うことが求められること。
- 評価の結果については、職員間で共有し、改善の方向性を検討して事業内容の向上に生かすこと。

3 利用者の国籍、信条又は社会的身分によって、差別的な取扱いをしないこと。【条例第11条】【運営指針第4章5】

- 放課後児童クラブは、児童の権利に関する条約第2条の規定に基づき、その運営や育成支援に当たって、子どもや保護者に、国籍、信条又は社会的身分による差別的な扱いをしてはならない。

4 提供するサービス内容は、運営規程に定めた上で、利用者へ周知しなければならないこと。【条例第5条、第14条】【運営指針第4章5】

○ 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (3) 開所している日及び時間
- (4) 支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額
- (5) 利用定員
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) 事業の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他事業の運営に関する重要事項

5 放課後児童支援員等は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならないこと。また、放課後児童健全育成事業者は、放課後児童支援員等であつた者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じなければならないこと。【条例第16条】

- 個人情報に厳重に管理し、慎重に取り扱う必要がある。個人情報として保護されるべきものには、個々の子どもや保護者の氏名や住所、電話番号等の個人情報のほか、子どもや保護者の写真等の肖像権も含まれる。
- 守秘義務は職員の退職後も適用されるべきものであり、運営主体は、文書を取り交わすなどの必要な措置により、秘密保持の遵守について確認しておく必要がある。

6 苦情への対応 【条例第17条関係】【運営指針第7章2】

(1) 児童や保護者等からの要望や苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、必要な措置を講じること。

- 「必要な措置」とは
- ・ 要望及び苦情受付の窓口を決めること。
 - ・ 事業所内における要望及び苦情解決のための手続を明確化すること。
 - ・ 受付の窓口及び解決の手続について、利用者、職員等に対して周知すること。
 - ・ 第三者窓口※を案内するように努めること。
- ※長崎県運営適正化委員会等

(2) 要望や苦情の内容や対応について、職員間で共有する等により、事業内容の向上に努めること。

7 放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の労働実態や意向を把握し、放課後児童支援員等が健康で意欲を持って就業できるように、労働環境の整備に努めること。【運営指針第4章6】

- 労働基準法(昭和22 年法律第49 号)を遵守した就業規則等を定め、勤務時間、休暇取得状況等の労働実態を把握するとともに、放課後児童支援員等から定期的に職場環境や働き方に関する意向を把握することが求められること。
- 放課後児童支援員等の健康管理や放課後児童クラブとしての衛生管理の観点から、健康診断等の実施が必要であること。
- 放課後児童支援員等が、業務中あるいは通勤途上で災害等にあった場合の補償を行うため、事業主として労災保険に加入しておくことが必要であること。また、必要に応じて厚生保険や雇用保険にも加入しておくことが求められること。

第5 育成支援【運営指針第2章、第3章】

1 地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該放課後児童健全育成事業者が行う放課後児童健全育成事業の運営の内容を適切に説明するよう努めること。【条例第5条】

- 放課後児童クラブは、地域社会の中で子育てに関わって重要な役割と責任を担っている事業であるため、放課後児童クラブの運営主体には、地域の中で放課後児童クラブの存在や役割が十分に理解され、地域社会との交流や連携によって育成支援の内容がより豊かになるように努めることが求められる。
- 地域社会の理解を得ていくためには、放課後児童クラブが行う育成支援の内容について、地域における事業の利用者である保護者に適切に説明することが必要である。そして、そこで説明する育成支援の内容について、自治会・町内会や民生委員・児童委員(主任児童委員)等の地域組織や子どもに関わる関係機関等にも適切に説明するよう努める必要がある。

2 子どもの発達を踏まえた育成支援 【運営指針第2章5】

(1) 子どもの発達過程を踏まえ、子ども一人ひとりの心身の状態を把握しながら、育成支援を行うこと。

【おおむね6歳～8歳の子どもの配慮】

- 幼児期の発達の特徴も見られる時期であることを考慮する。
- 放課後児童支援員等が身近にいて、子どもが安心して頼ることのできる存在になれるように心掛ける。
- 子どもは遊びに夢中になると時間や場所を忘れることがある。安全や健康を管理するために子どもの時間と場所に関する意識にも目を届かせるようにする。

【おおむね9歳～10 歳の子どもの配慮】

- 「9、10歳の節」と呼ばれる発達諸領域における質的变化を伴うことを考慮して、子どもの意識や感情の変化を適切に捉えるように心掛ける。
- 同年代の仲間との関わりを好み、大人に頼らず活動しようとする、他の子どもの視線や評価に敏感になるなど、大人に対する見方や自己と他者への意識や感情の発達の特徴の理解に基づいた関わりをする。

【おおむね11歳～12歳の子どもの配慮】

- 大人から一層自立的になるとともに、子ども同士の個人的な関係を大切にできるようになるなどの発達の特徴を理解することに努め、信頼に基づく関わりを心掛ける。
- ある程度、計画性のある生活を営めるようになる時期であることを尊重し、子ども自身が主体的な遊びや生活ができるような関係を大切にする。
- 思春期・青年期の発達の特徴が芽生えることを考慮し、性的発達を伴う身体的発育と心理的発達の変化について理解し、適切な対応をする。

【遊びと生活における関わりへの配慮】

- 子どもの遊びへの関わりは、安全の確保のような間接的なものから、大人が自ら遊びを楽しむ姿を見せるというような直接的なものまで、子どもの発達や状況に応じた柔軟なものであることが求められる。また、その時々の子どもの体調や気分によって、遊びの選択や子ども同士の関わり方が異なることを理解することも必要である。

- 子どもは時に大人の指示を拒んだり、反抗的に見える態度をとったりすることもある。子どもの言動の背景を理解することが求められる。
- 子どもが放課後児童健全育成事業所の中でお互いの役割を理解し合って生活していくためには、子ども同士の中での自律的な関係を認めつつ、一人ひとりの意識や発達の状況にも十分に配慮する必要がある。

3 障害のある子どもへの対応 **【運営指針第3章2】**

(1) 障害のある子どもも放課後児童健全育成事業を利用する機会が確保されるための適切な配慮及び環境整備を行い、可能な限り受入れに努めること。

[障害のある子どもの受け入れの考え方]

- 障害のある子どもの受入れにあたっては、子どもや保護者との面談の機会を持つなどして、子どもの健康状態、発達の状況、家庭の状況、保護者の意向等を個別に把握すること。

[障害のある子どもの育成支援にあたっての留意点]

- 障害のある子どもが、放課後児童クラブでの子ども達との生活を通して共に成長できるように、見通しを持って計画的な育成支援を行うこと。
- 継続的な育成支援を行うために、障害のある子ども一人ひとりについて放課後児童クラブでの状況や育成支援の内容を記録すること。
- 障害のある子どもの育成支援についての事例検討を行い、研修等を通じて、障害について理解すること。
- 障害のある子どもの特性を踏まえた育成支援の向上のために、地域の障害児関係の専門機関等と連携して、相談できる体制をつくること。その際、保育所等訪問支援、障害児等療育支援事業や巡回支援専門員整備事業の活用等も考慮すること。
- 障害のある子どもの育成支援が適切に図られるように、個々の子どもの状況に応じて環境に配慮するとともに、職員配置、施設や設備の改善等についても工夫すること。
- 障害児虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)の理念に基づき、障害のある子どもへの虐待の防止に努めるとともに、防止に向けての措置を講ずること。
- 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)の理念に基づき、障害を理由として障害のない子どもと不当な差別的な取扱いをすることにより、障害のある子どもの権利利益を侵害してはならない。

4 特に配慮を必要とする子どもへの対応 **【運営指針第3章3】**

(1) 児童の発達や養育環境の状況等を把握し、児童が発達面や養育環境等で固有の援助を必要としている場合には、その援助を適切に行うこと。

[児童虐待への対応]

- 放課後児童支援員等は、児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)に基づき児童虐待の早期発見の努力義務が課されていることを踏まえ、子どもの状態や家庭の状況の把握により保護者に不適切な養育等が疑われる場合には、放課後児童健全育成事業の運営主体の責任者と協議の上で、市又は児童相談所に速やかに通告し、連携して放課後児童健全育成事業として適切な対応を図らなければならない。

[特別の支援を必要とする子どもへの対応]

- 放課後児童支援員等は、子どもの家庭環境についても配慮し、家庭での養育について特別の支援が必要な状況を把握した場合には、子どもと保護者の安定した関係の維持に留意しつつ、市や関係機関と連携して適切な支援につなげるように努める。
- 放課後児童クラブでの生活に特に配慮を必要とする子どもの支援に当たっては、保護者、市、関係機関と情報交換を行い、連携して適切な育成支援に努める。

[児童虐待及び特別の支援を必要とする子どもへの対応に当たっての留意事項]

- 児童虐待及び特別の支援を必要とする子どもへの対応に当たっては、子どもの利益に反しない限りにおいて、保護者や子どものプライバシーの保護、業務上知り得た事柄の秘密保持に留意する。

5 放課後児童支援員等の役割

(1)保護者との連携、関係機関との連携【条例第19・20条関係】【運営指針第5章1】

- 利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携して児童の支援に当たること。
- 放課後児童支援員等は、育成支援を通じて保護者との信頼関係を築くことに努めるとともに、子育てのこと等について保護者が相談しやすい雰囲気づくりを心掛けること。
- 利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携して児童の支援に当たること。
- 放課後児童支援員等は、育成支援を通じて保護者との信頼関係を築くことに努めるとともに、子育てのこと等について保護者が相談しやすい雰囲気づくりを心掛けること。

(2)運営指針を理解する機会を設ける等、放課後児童支援員等の人間性及び専門性の向上に努めること。

- 運営指針を理解するなどの機会が設けられているかなど、放課後児童支援員等の質の向上が図られる体制に努める必要があること。
- 都道府県等が実施している放課後児童支援員等の資質の向上のための研修等への参加が望ましい。

(3)児童に身体的苦痛を与えたり人格を辱めることがない等、児童の人権に十分配慮すること

- しつけと称するか否かを問わず児童に身体的苦痛を与えることは犯罪行為であること。また、いわゆるネグレクトや差別的処遇などによる心理的苦痛も与えてはならないこと。

(4)児童の状態や家庭の状況の把握により、保護者に不適切な養育等が疑われる場合には、児童相談所や関係機関と連携する等の体制をとること。

- 虐待が疑われる場合だけでなく、児童相談所等の専門機関からの助言が必要と思われる場合も同様であること。
専門機関からの助言を要する場合の例
・社会的援助が必要な家庭状況である場合

6 放課後児童支援員等の知識及び技能の向上等【条例第8条関係】【運営指針第7章3】

(1)放課後児童支援員等は、常に自己研鑽に励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の習得、維持及び向上に努めること。

(2)放課後児童健全育成事業者は、放課後児童支援員等に対し、その資質の向上のための研修の機会の確保をしなければならない。

- 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童支援員等のための職場内での教育訓練や研修のみならず、職場を離れての研修の機会を確保し、その参加を保障する必要がある。
- 放課後児童健全育成事業者には、職員が自発的、継続的に研修に参加できるように、研修受講計画を策定し、管理するなどの環境を整備していくとともに、職員の自己研鑽、自己啓発への時間的、経済的な支援や情報提供も含めて取り組んでいくことが求められる。

7 おやつを提供【運営指針第3章1】

(1)子どもにとって放課後の時間帯に栄養面や活力面から必要とされるおやつを適切に提供する。

- おやつを提供に当たっては、補食としての役割もあることから、昼食と夕食の時間帯等を考慮して提供時間や内容、量等を工夫すること。おやつを提供に際しては、安全及び衛生に考慮するとともに、子どもが落ちついて食を楽しめるようにすること。
- 食物アレルギーのある子どもについては、配慮すべきことや緊急時の対応等について事前に保護者と丁寧に連絡を取り合い、安全に配慮して提供すること。

第6 衛生管理等【条例第5条、第9条、第13条関係】【運営指針第6章2】

- 1 児童の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じること。
- 2 放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 手洗いやうがいを行なうなど、日常の衛生管理に努めること。
- 多数の子どもが共に生活する環境が清潔に保たれるように、日頃から手洗い場(蛇口等)、台所設備、おやつ用の食器、トイレ、下駄箱、床・畳(カーペット)、棚、掃除用具、ドアノブ、玩具等の衛生管理を行うこと。施設設備等の清掃・消毒については、マニュアルやチェックリスト等を定めて計画的に行うとともに、実施点検した結果について記録することも必要である。
- 施設設備やおやつ等の衛生管理を徹底し、食中毒の発生を防止すること。
- 感染症の発生状況について情報を収集し、予防に努めること。感染症の発生や疑いがある場合は、必要に応じて保健所等に連絡し、必要な措置を講じて二次感染を防ぐこと。
- 感染症や食中毒等の発生時の対応については、市や保健所との連携のもと、あらかじめ放課後児童クラブとしての対応方針を定めておくとともに、保護者と共有しておくこと。

- 3 必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

- 医師の指示により保護者を通じて児童の医薬品を保管する場合は、適切に管理することが必要である。また、子どもの衛生管理に当たって必要となる医薬品の備えが求められる。

第7 非常災害対策

1 非常災害対策【条例第6条関係】【運営指針第6章2】

- (1)消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備が設けられていること。

- 火災報知器及び消火器などが設置されているだけでなく、職員全員が設置場所や使用方法を知っていることが必要であること。

- (2)非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意及び定期的な訓練を実施すること。

- 各事業所においては、防災対策のための計画及びマニュアルを備えておくこと。
- 災害等が発生した際の対応の仕方を事前に定めておくとともに、緊急時の連絡体制を整備して保護者や学校と共有しておくこと。
- 避難訓練及び消火訓練は、年2回以上実施すること。
- 外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など不測の事態に備えて必要な対応を図ること。

2 安全確保【条例第9条関係】【運営指針第6章2】

- (1) 日常の遊びや生活の中で起きる事故やケガを防止するために、室内及び屋外の環境の安全性について毎日点検し、必要な補修等を行うこと。

- (2) 事故やケガの防止に向けた対策や発生時の対応に関するマニュアルを作成し、マニュアルに沿った訓練又は研修を行い、支援員等の間で共有すること。

- 施設設備等の些細な不具合が大きな事故やケガにつながる可能性もあるので、施設、設備、遊具、用具、屋外遊びの場所及び遊具等について日常的に安全を確認することが求められる。
- 施設設備等については、安全点検表を作成して点検項目や点検頻度、点検者を定め、定期的に点検する。点検の結果については記録しておき、不具合がある場合には必要な補修等を行う。

- 施設設備等の些細な不具合が大きな事故やケガにつながる可能性もあるので、施設、設備、遊具、用具、○「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」(平成28年3月31日府子本第192号・27文科初第1789号・雇児保発0331第3号内閣府子ども・子育て本部参事官、文部科学省初等中等教育局幼児教育課長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知)には、教育・保育施設等において、特に死亡や重篤な事故の予防と事故後の適切な対応を行うための指針が示されているので参考とすること。

第8 事故発生時の対応 【条例第21条関係】【運営指針第6章2】

1 利用者に対する支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに、必要な措置を講じること。

- 「必要な措置」について
 - ・事故やケガが発生した場合には、速やかに適切な処置を行うとともに、児童の状況等について、速やかに保護者に連絡し、市に報告すること。
 - ・必ず損害賠償保険や傷害保険等に加入し、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。
- 事故報告について
 - ・死亡事故、治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等は速やかに連絡し、事故報告書(国様式)により第1報を事故発生当日、第2報は原則1か月以内に行う。また、状況の変化等を必要に応じて追加報告を行うこと。

第9 事業者が備える帳簿 【条例第15条】【運営指針第4章5】

1 職員、財産、収支及び利用している児童の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならないこと。

- 職員に関する帳簿等
 - 職員の氏名、連絡先、職員の資格を証明する書類(写)、採用年月日等
- 財産に関する帳簿等
 - 活動場所に関する固定資産や備品台帳等
- 収支に関する帳簿等
 - 利用料等の徴収、管理及び執行について、適正な会計管理が行われている記録等
- 運営に関わる業務の記録等
 - 業務の実施状況に関する日誌等
- 利用している児童の状況を明らかにする帳簿等
 - 在籍児童及び保護者の氏名、児童の生年月日及び健康状態、保護者の連絡先、児童の在籍記録等
- 労働基準法等の他法令においても、事業所ごとに備えるべき帳簿等について規定があり、放課後児童健全育成所も事業場に該当することから、施設ごとに帳簿等の備え付けが義務付けられている。
(例)
 - ・労働者名簿(労働基準法第107条)
 - ・賃金台帳(労働基準法第108条)
 - ・雇入、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類の保存義務(労働基準法第109条)